
令和5年 9 月 宇美町議会定例会会議録（第5日）

令和5年9月22日（金曜日）

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 認定第1号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 令和4年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第4 認定第4号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第5 認定第5号 令和4年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 報告第1号 令和4年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
追加日程第一 発議第3号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書の提出について
日程第7 閉会中の継続審査又は調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第2 認定第2号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第3 認定第3号 令和4年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第4 認定第4号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第5 認定第5号 令和4年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6 報告第1号 令和4年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について
追加日程第一 発議第3号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書の提出について
日程第7 閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（12名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 小林 孝昭 | 2番 安川 禎幸 |
| 3番 高橋 紳章 | 4番 丸山 康夫 |
| 5番 平野 龍彦 | 6番 安川 繁典 |
| 7番 入江 政行 | 8番 黒川 悟 |
| 9番 鳴海 圭矢 | 10番 白水 英至 |

11番 藤木 泰

12番 古賀ひろ子

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安川 茂伸	副町長	……………	原田 和幸
副町長	……………	一木 孝敏	教育長	……………	佐々木壮一朗
総務課長	……………	工藤 正人	地域コミュニティ課長	…	太田 一男
シティプロモーション課長	…	瓦田 浩一	企画財政課長	……………	中西 敏光
税務課長	……………	田口 嘉輝	会計課長	……………	大神 隆史
住民課長	……………	八島 勝行	健康課長	……………	尾上 靖子
福祉課長	……………	佐伯 剛美	環境課長	……………	久我 政克
管財課長	……………	矢野 量久	都市整備課長	……………	藤木 義和
上下水道課長	……………	前田 友博	学校教育課長	……………	川畑 廣典
社会教育課長	……………	竹下 健一	こどもみらい課長	……	飯西 美咲

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第5号を表示しております。

また、決算審査特別委員会審査報告書を配付していますので、御確認願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

なお、本日、本会議終了後、議会改革調査特別委員会を開催する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

お諮りします。本日までに発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。発議第3号を日程に追加し、追加日程第一として議

題とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、認定第1号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第5、認定第5号 令和4年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題といたします。

会議規則第41条第1項の規定により、本案について、委員長の報告を求めます。丸山決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（丸山康夫） 令和5年9月22日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。
決算審査特別委員会委員長丸山康夫。

決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の審査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。
記。委員会開催日、令和5年9月15日、19日。

事件の名称、認定第1号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算については、予算現額5億1,031万3,000円に対し、歳入総額5億584万1,566円、歳出総額4億8,149万9,670円で、2,434万1,896円の黒字決算です。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料、3款繰入金、4款繰越金が主なもので、1款後期高齢者医療保険料については、被保険者数の増加等により前年度より増額となっています。

歳出は、1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので、2款後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者数の増加による保険料の収入の増及び事務費負担金の増により前年度より増額となっています。

審査では、短期被保険者証の交付が増加した理由、1人当たり年間医療費が福岡県内1位の要因、生活習慣病が多い理由、「高血圧ゼロのまち」の取組状況及び今後の展開、被保険者数の推移などについて質疑がありました。また、反対討論が1件ありました。

採決の結果は、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第2号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
令和4年度宇美町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算については、予算現額44億6,882万9,000円に対し、歳入総額43億9,803万448円、歳出総額43億2,877万5,566円で、6,925万4,882円の黒字決算です。

歳入は、1款国民健康保険税、4款県支出金、6款繰越金が主なもので、1款国民健康保険税については、被保険者数の減少により前年度より減額となっており、4款県支出金については、歳出2款保険給付費の減額に伴い前年度より減額となっています。また、6款繰越金の増については、令和3年度の普通交付金が約3億円超過交付されたことに伴うものです。

歳出は、2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金が主なもので、2款保険給付費については、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者へ移行し始め、被保険者数が減少になったことにより前年度より減額となっています。3款国民健康保険事業費納付金についても、被保険者数の減少により前年度より減額となっています。

審査では、ファイナンシャルプランナー相談件数と実績、被保険者数減少の要因とその影響、1人当たりの年間医療費の状況、財政調整積立基金の展望などについて質疑がありました。

採決の結果は、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第3号 令和4年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について。
令和4年度宇美町上水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額8億1,486万1,000円に対し、収入総額8億3,233万2,127円で、収益的支出では、予算現額7億8,365万9,000円に対し、支出総額7億7,317万3,439円です。

資本的収入では、予算現額6,799万6,000円に対し、収入総額7,452万1,400円で、資本的支出では、予算現額4億4,891万1,000円に対し、支出総額3億3,011万6,156円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,559万4,756円は、現年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

令和4年度純利益は4,689万7,065円となり、これに前年度繰越利益剰余金1億6,621万1,653円を加えた2億1,310万8,718円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、繰越利益剰余金として令和5年度に繰り越される計画となっています。

審査では、須恵町からの受水の内容、滞納者の給水停止の状況、福岡地区水道企業団からの受水費の内訳及び企業団との協議、有収率向上のための取組、純利益が糟屋地区で7番目の要因、水道管布設替えの状況、使用水量・水道料金の推移などについて質疑がありました。

採決の結果は、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第4号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計の決算については、収益的収入では、予算現額9億4,720万6,000円に対し、収入総額9億4,640万8,439円で、収益的支出では、予算現額8億7,581万7,000円に対し、支出総額8億5,691万7,846円です。

資本的収入では、予算現額6億4,779万3,000円に対し、収入総額4億8,986万2,600円で、資本的支出では、予算現額10億3,847万6,000円に対し、支出総額8億1,267万7,806円です。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,281万5,206円は、現年度損益勘定留保資金などで補填されています。

令和4年度純利益は8,936万4,710円となり、これに前年度繰越利益剰余金1億9,179万7,786円を加えた2億8,116万2,496円の未処分利益剰余金が生じています。この未処分利益剰余金については、6,600万円を建設改良積立金に積み立て、残高2億1,516万2,496円を繰越利益剰余金として令和5年度に繰り越される計画となっています。

審査では、下水道整備後の未接続世帯への対応について質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定しました。

事件の名称、認定第5号 令和4年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について。

令和4年度宇美町一般会計の歳入歳出決算については、予算現額154億8,412万6,765円に対し、歳入総額150億4,864万2,728円、歳出総額142億3,337万7,712円で、歳入歳出差引過不足額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、6億1,925万3,909円の黒字決算です。

歳入は、金額が大きい順に、1款町税、10款地方交付税、14款国庫支出金となっており、14款国庫支出金は、児童手当負担金、民間保育園運営費等負担金、障害者自立支援給付費負担金、地方創生臨時交付金などです。

1款町税については、まず町民税では、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され日常生活が戻りつつあったことが影響し、企業の業績が上がり、個人所得も増加したため、調定額が増額し、増収となっています。固定資産税では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による軽減措置がなくなったことや新築家屋の増加により増収となり、町税の総額は前年度より3.4%増となっています。

歳出は、金額が大きい順に、3款民生費、2款総務費、4款衛生費、10款教育費となっています。

主な事業費は、1款議会費は議員報酬などです。

2 款総務費は、財政調整基金費、ふるさと宇美町応援寄附事業費、庁舎建設等基金費、生活応援地域商品券事業費などです。

3 款民生費は、特定教育・保育施設運営経費、障害者自立支援給付事業費、児童手当関係経費、後期高齢者医療関係経費、介護保険関係経費、国民健康保険特別会計繰出金などです。

4 款衛生費は、ごみ処理事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、リサイクルセンター管理費、予防接種事業費などです。

5 款労働費は、働く婦人の家運営経費です。

6 款農林水産費は、農業基盤保全事業費、森林機能保全事業費などです。

7 款商工費は、商工業活性化事業費などです。

8 款土木費は、流域関連公共下水道事業会計繰出金、道路橋りょう維持管理費、公園管理・整備事業費などです。

9 款消防費は、粕屋南部消防組合管理費、消防団活動支援事業費などです。

10 款教育費は、中央公民館・住民福祉センター管理費、学校給食管理費、幼稚園費施設等利用給付費、学校教育推進事業費、就学援助事業費などです。

11 款災害復旧費は、（過年）公共土木施設等補助災害復旧費などです。

基金（国民健康保険高額療養資金貸付金及び国民健康保険財政調整積立基金を除く。）については、4億8,320万1,175円が積み立てられ、総額32億6,050万9,181円となっており、金額が大きい順に、宇美町財政調整基金、宇美町庁舎建設等基金となっています。

審査では、2 款総務費では、町有地地下埋設物の調査結果、オンデマンドバスの苦情への対応及び収入額、防犯灯のLED化、デジタル化による窓口業務への影響などについて質疑がありました。

4 款衛生費では、トレーニングルームの利用者増加の要因、ごみ処理事業費増額の要因などについて質疑がありました。

8 款土木費では、公園管理・整備事業の財源などについて質疑がありました。

10 款教育費では、地域部活動の運営状況及び今後の展開、宇美小学校体育館石綿含有の調査結果、特別支援教育支援員の質の確保、外国語指導助手業務委託が増額になった理由、土曜子ども教室事業の拡充などについて質疑がありました。

総括質疑では、浄化センターの運営見直し、町税収入の今後の展望、宇美中太陽光発電の効果などについて質疑がありました。

採決の結果は、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑については、付託した特別

委員会が議員全員を委員としていることから省略いたします。

念のために申し上げます。これから行う討論及び採決は、それぞれの議案ごとに行います。

では、認定第1号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和4年度宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立多数であります。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 9番、鳴海です。私は、令和4年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

2020年に資産割が廃止されまして、これにつきましては、過去に私どもも資産割の廃止を訴えてまいりました。

その理由は、収益性のない居住用の資産が多いということで、固定資産を多く持つということが経済的な負担能力を必ずしも表すものではなく、低所得者の負担が大きい場合もあると、こういう理由に基づいているので、現在はもう資産割なくなったわけですがけれども、しかし、廃止されたからといって、被保険者の負担率が軽くならなければ、これは私たちが求める趣旨に反するというふうには言わざるを得ないわけです。

現在、応能割、所得割で9.05%、後期高齢者支援金等で2.50%、介護保険分で2.10%と、被保険者の階層の多くが低所得層を占める中でこの負担率というのは極めて大きいものだというふうには言わざるを得ません。

私は、国民健康保険の会計を根本から見直して、被保険者の負担は極力少なく抑える、そして公費の負担率を引き上げる、このことを訴えまして反対討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） これで討論を終わります。

これから、認定第2号 令和4年度宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立多数であります。したがって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号 令和4年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 9番、鳴海です。私は、令和4年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定について、反対の立場から討論を行います。

糟屋郡内でも高い水準に位置する宇美町の水道料金、この水道料金の引下げを求める多くの町民の声、要望が私どもにも寄せられております。

宇美町の水道料金がなぜこんなにも高いのか。それは、やはり水道企業団からの受水量が大きく影響しているというふうには言わざるを得ません。私ども以前から、この水道企業団との契約を見直して、この過剰ともいえる受水量を適正な量にするようにということを訴えてまいりました。

今、担当課のほうで、志免町や太宰府のほう、ほかの自治体に融通するという形で受水量を適正にしようと努力されているということは私たちも認めるところであり、これを否定するものではありませんが、しかし、やはり水道企業団からの受水量が全体の77%を占めていると、これは極めて過剰であるというふうには言わざるを得ないわけです。

私はこの場で再度、水道企業団との契約を見直して受水量を適正にする、このことを強く求めまして反対討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで討論を終わります。

これから、認定第3号 令和4年度宇美町上水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立多数であります。したがって、認定第3号は委員長報告のとおり認定

することに決定されました。

次に、認定第4号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和4年度宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号 令和4年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和4年度宇美町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立全員であります。したがって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定されました。

日程第6. 報告第1号

○議長（古賀ひろ子） 日程第6、報告第1号 令和4年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を行います。

報告を求めます。中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） 失礼いたします。

報告第1号 令和4年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会に報告するものです。

2ページが健全化判断比率の報告書になっています。

3 ページが資金不足比率についての報告書、4 ページ、次の5 ページが監査委員からの一般会計の審査意見書、6 ページが公営企業会計の審査意見書となっております。

7 ページ以降に、健全化判断比率等資料を添付をしています。

8 ページの地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要を御覧ください。

健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全性を示す指標として、上段の図表の左下になりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、そして公営企業の経営の健全性を示す指標として資金不足比率があり、毎年この財政指標の算定と公表が義務づけられています。

また、判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、財政再生基準以上になった場合には財政再生計画を、また公営企業が経営健全化基準を超えた場合には経営健全化計画の策定が義務づけられるものです。

8 ページの中段下の表は、どの比率にどこまでの会計等が対象になるかを表したものとなっております。

9 ページに、健全化判断比率等の算出式ということで、ここに各比率の算定式を掲載をしています。簡単に説明させていただきますと、まず1つ目の実質赤字比率は、普通会計による実質赤字の標準財政規模の額に対する比率で、宇美町では一般会計を対象とするものです。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と上水道事業などの公営企業会計及び国保などの保険等事業会計の公営事業会計における実質赤字の標準財政規模の額に対する比率となっております。

次の実質公債費比率は、一般会計、公営事業会計に一部事務組合、広域連合を対象に、一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模の額に対する比率で、過去3か年の平均値で算出されます。

次の将来負担比率は、地方公共団体が設立しました一定の法人の負債の額等を含めて、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模の額に対する比率となっております。

その下の資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率となっております。

次に、10 ページ以降につきましては、1年前になりますけれども令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）を添付しております。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体は1団体ということでございました。この団体につきましては、財政再生基準も超えている団体になります。この概要が11 ページ、12 ページまで続いておりまして、最後の13 ページには、糟屋地区1市7町の令和3年度決算に基づく比率の一覧表を添付しております。後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、令和4年度の健全化判断比率の報告をさせていただきます。

戻りまして、2ページが報告書となっております。説明につきましては、5ページの監査委員の審査意見書により報告をさせていただきます。

中段の表を御覧ください。

上段の実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字の場合のみ比率が表示されるもので、先ほど認定をしていただきました令和4年度一般会計決算において、実質収支6億1,925万3,909円で7.96%の黒字となっておりますので、比率は表示されていません。なお、早期健全化基準は13.81%となっております。

次の連結実質赤字比率は、宇美町では一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計及び流域関連公共下水道事業会計を連結の対象として実質収支の比率を算定するものです。令和4年度全会計の決算では15.96%の黒字となりましたので、比率は表示されておりません。なお、早期健全化基準は18.81%となっております。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の公債費などの標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものですが、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、加入している一部事務組合等の元利償還金相当額を含めての負担率を算出しています。令和4年度の実質公債費比率は7.1%となっており、早期健全化基準25%を下回っています。

次の将来負担比率は、一般会計、国保会計、後期高齢者医療会計、上下水道会計のほか、一部事務組合等を対象にして一般会計における将来の財政負担を示す指標であり、一般会計の地方債残高、上下水道会計の償還費の繰出見込額、退職手当負担見込額等により比率が算出され、令和4年度の将来負担比率は16.8%の黒字となっており、早期健全化基準350%を下回っています。

以上のとおり、各比率ともに早期健全化基準を下回っており、財政健全化計画策定の義務は発生しておりません。

続きまして、令和4年度の資金不足比率について御報告をいたします。

3ページが報告書となっておりますが、こちらも6ページの監査委員の審査意見書によりまして報告をさせていただきます。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものであり、資金の不足額は流動負債の額から流動資産等の額を控除することなどを基本としており、欠損金とは異なるものでございます。

中段の表を御覧ください。令和4年度上水道事業会計決算、その下の流域関連公共下水道事業会計決算は、ともに資金不足比率は表示されておりません。

以上により、両会計ともに経営健全化基準20%を下回っていますので、経営健全化計画策定

の義務は発生をいたしておりません。

以上、宇美町におきましては、財政健全化計画及び経営健全化計画策定の義務は発生していないということで、簡単でございますが報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子） 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

報告第1号 令和4年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結します。

追加日程第一 発議第3号

○議長（古賀ひろ子） 追加日程第一、発議第3号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 発議第3号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則（昭和62年宇美町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月8日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿。提出者、宇美町議会議員入江政行。賛成者、同じく鳴海圭矢。賛成者、同じく丸山康夫ということで、別紙に意見書の案をつけておりますので、それを読み上げまして説明といたします。

国は、マイナンバーカードと健康保険証（被保険者証）の一体化を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定した。しかし、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、「マイナ保険証」に他人の情報がひもづけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。

医療情報というプライバシーに密接に関連し、また命と健康に関する情報をめぐるトラブルであり、極めて深刻な事態となっている。国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まってシステムを総点検すべきである。同時に医療を受ける権利を保障するものとして健康保険証を存続すべきである。高齢者施設からは、入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないという声が上がっている。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関は、義務化対象施設でも約8割にとどまっており、不具合も多く報告されている。

国は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対して、「資格確認証」を提供するとしているが、本人の申請を前提としており、被保険者証を有しない被保険者が発生することが危惧される。セキュリティを確保した上で、健康保険証とマ

イナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しないが、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療を受けられる体制を堅持するため、システムの総点検と国民の不安解消まで健康保険証の存続がされるよう強く要望するというので、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというので、今、意見書の案を読み上げいたしました。

この件に関しましては、もう連日、毎日トラブルが新聞やテレビで報道されておりますので、皆さんもよく御承知のとおりと思います。

国民健康保険証を存続させるかどうか、またマイナンバーカードを一体化させることについては、議員の皆さんそれぞれにお考えが違うと思いますけれども、この意見書の趣旨は、それぞれ考え方はいろいろあるかと思いますが、一旦立ち止まって総点検をしましょうと、こういうことを提案するものであります。その点を趣旨御理解いただきまして、よろしく御審査をいただきたいというふうに思っております。

以上、説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。質疑を終結します。

鳴海議員、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 健康保険証の廃止の見直しを求める意見書について、反対の立場で討論させていただきます。

あつてはならない様々なトラブルが発生していることは私も承知していますし、大変遺憾に思います。人的な誤入力ではありますが、十分な確認の上、早急な再発防止策が必須であります。

そこで、今回、被保険者証を有しない保険者が発生することの懸念、それと入力トラブルに対する国民の不安解消まで保険証の存続を求めることということではありますが、国が進めるマイナ保険証のメリットをまず申し上げたいと思います。

直近の保険資格が確認できるだけでなく、過去の薬剤情報や特定健診などの医療健康情報を、これまでは医師などに患者が不確かな記憶にのっとり苦勞して時間をかけて伝えていたのに比べ、本人同意の下、格段に簡単かつ正確に、そして安全に医療機関や調剤薬局に提供できるようになります。

その情報を基に医師や薬剤師が重複する薬剤や一緒に飲んではいけない薬剤を把握し、適切に

対処することなどで、患者は安心、安全でより質の高い医療が受けられるようになります。

マイナ保険証を基盤とする本人同意の下で、全国医療機関等が必要な医療情報を共有する安全なネットワークが構築されることで、国民は同時に複数の医療機関にかかっても、また命に関わる救急や災害のときも、より適切な医療が受けられ、患者自身もマイナポータルを使って自分の情報を見ることができるので、自身の病気の発症や重症化の予防にも大いに役立ちます。つまりマイナ保険証は、今後の日本において、国民の命と健康を守る新しい仕組みの基盤になると言えます。

今後は、このネットワークを使い、既に運用中の電子処方箋に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子カルテの一部などを医療・介護全般にわたる情報の共有・交換が計画されています。デジタル技術を駆使し、ばらばらであった医療・介護分野の様々な情報を有機的に結びつけ、国民や医療機関が活用することで、国民全体の医療を含む生活や社会がよりよく変革されることを医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）と言います。

マイナ保険証は医療DXに必要なツールであり、国民の利便性向上と費用・作業の負担削減ができるメリットがあります。しかし、マイナ保険証に関しては、障がい者施設の方や高齢者施設などから、マイナンバーカードの暗証番号の管理が難しいとお声が上がっていることも十分承知しております。

しかしながら、政府は当初、健康保険証の代わりとなる資格確認証の申請は本人申請に基づき交付する方針でありましたが、寝たきりの高齢者など本人の申請が見込めないケースがあることから、マイナンバーカードを持っていない人、持っていて保険証とひもづけされていない方、また紛失した人、介護が必要な高齢者や子どもなど、カード取得が難しい人でも保険診療が受けられるように、健康保険組合などの保険者が保険証の代わりとなる資格確認証を無償で持たない人全員に、申請なくても交付する考えを表明しました。

昨今のマイナ保険証に関する国民と医療現場の不安を払拭することが、医療DX推進の大前提であることと同時に最大の普及策でもあります。政府は、8月の8日に、今後のひもづけ誤り再発防止対策と国民の信頼回復に向けた対応を取りまとめた政策パッケージを公表いたしましたが、その確実な実行が必要です。

また、マイナ保険証と医療DXのメリットを国民に分かりやすく丁寧に周知することが必須であります。

今後も、医療DXを推進する上で、医療現場での混乱がなく、また立ち止まることがないように、確実な実行をもって進められることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 私は、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化させることのメリット・デメリットあるいは是非については、もう議論も時間がないので、その話は一旦置いておきたいと思います。

マイナカードのすばらしさとか、それは一旦置いておくとして、私は、来年という期限を切っているところに、政府が期限ありきで事態を進めているというところに大きな問題があるのではないかというふうに考えております。どんなにすばらしいシステム、理念を掲げていても、現場がついてこなければ混乱が生じるばかりであります。

やっぱりこのシステムを支えていく上で、医療現場あるいは自治体との協力というのは必要不可欠ではないかと思いますが、いろいろな声を聞いていますと、医療現場も自治体もこのシステムについていけないなというふうに言わざるを得ない点が多々あるわけです。政府ばかりが先行して、現場のほうがついていけないんじゃないのかなと、こう言わざるを得ないわけです。

もし、マイナンバーシステムが本当にすばらしいのであれば、一旦ちょっとそこは時間を置いて、そのすばらしさが理解されるまであるいは現場がついてこれるまで時間の猶予を持たせてもいいのではないかと。政府の政策ばかりが先行することによって、私は多くのトラブルが生まれて、かえってデメリットのほうが大きくなるのではないかということを考えるわけで。見直しですから、見直し。廃止でもないし存続でもないし、見直し。この点で意見の一致が見られないかということをお求めているわけでありまして。

以上をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 2番、安川禎幸です。

私は、反対という立場で討論させていただきます。

令和4年度の国民医療費は46兆円、前年度と比較して1.8兆円の増というふうになっております。先ほど、黒川議員のほうからもありましたが、マイナンバーカードというのは、この医療費をどうするのかというところで大きな今後キーになるというふうに思っているところでございます。

先ほどもございましたけれども、患者本人の健康医療のデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくとともに、複雑化した医療手続を簡素化するという大きなメリットがございます。マイナンバーカードによるオンライン確認、資格確認では、医療機関の窓口で患者の健康保険の資格情報、加入している医療保険や自己負担限度額を確認することができます。

一例挙げますと、後期高齢者の制度、現在所得に応じて1割、2割、3割と自己負担額が設定されておりますが、1割から3割のそれぞれさらに細かい設定がされており何と7種類。7種類

の所得に応じた負担区分が設定されております。そのために、被保険者証以外にも申請により限度額適用認定証が必要になり、一部の疾病については特定疾病療養受療証、入院するには食事代を減額する標準負担額減額認定証といった証明書が別に必要になります。何枚も証明書を持って病院に行くわけ——非常に複雑な制度になっておりますが、これらの区分が全てマイナンバーカード1枚だけで確認・手続できるようになるという、非常に大きなメリットが生じます。

また、本人同意の上で、過去の薬剤の情報、健診の情報を医療機関に提供することができるので、過去のデータに基づいた適切な診療を受けることが可能となります。これは、医療費が高い宇美町にとっては医療費の適正化という、さらに大きなメリットとなるというふうに思います。

また、問題になります資格証明書、短期証といったものも、保険証自体がなくなるわけですから、発行しないということになります。

さらに申せば、将来においては、いわゆる公費医療——子ども医療、障がい者医療、ひとり親医療、生活保護の医療扶助あるいは介護保険まで取り込むということまで想定されているわけです。

マイナンバーカードは、安全で確実な本人ができるデジタル社会の基盤となるツールであり、社会全体のデジタル化を進めるための最も必要な重要なインフラとなっております。マイナンバーカードと健康保険証の発行を二重に行うということは、国民、保険者、医療機関等に新たな負担を強いるものとなります。

将来のデジタル社会の実現に向けて、この流れは止めてはならないと考えますので、反対とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） ないようです。これで討論を終わります。

これから、発議第3号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子） 起立少数であります。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第7. 閉会中の継続審査又は調査について

○議長（古賀ひろ子） 日程第7、閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

会議規則第75条により、各常任委員会から、所管事務の調査項目について閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本9月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。したがって、令和5年9月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時55分閉会

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月7日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 白 水 英 至

署名議員 鳴 海 圭 矢